答 弁 第 九 一 号平成二十九年三月七日受領

内閣衆質一九三第九一号

平成二十九年三月七日

内閣総理大臣 安 倍 晋 \equiv

衆 議 院 議長 大 島 理 森 殿

衆議院議員井坂信彦君提出世界中の慰安婦像に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員井坂信彦君提出世界中の慰安婦像に関する質問に対する答弁書

一及び二の(二)について

お尋ねの「慰安婦像」は、例えば、大韓民国、中華人民共和国、オーストラリア、アメリカ合衆国及び

カナダに設置されていると承知するが、その件数を含め、 網羅的に把握することは難しく、また、 御指摘

の「ウィーン条約とは関係のない民間レベルの設置」の意味するところが必ずしも明らかではないため、

お尋ねに一概にお答えすることは困難である。

一の(一)について

お尋ねの「日韓合意」の内容は、 岸田外務大臣と尹炳世韓国外交部長官が、平成二十七年十二月二十八

日の日韓外相会談後の共同記者発表の場で発表したとおりである。